

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子となることも指摘されている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。

我が国の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、我が国での補聴器の普及が求められている。しかし、我が国において補聴器の価格は片耳当たりおおむね15～30万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となる。そこで国においては、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴（両耳70デシベル以上等の身体障害者手帳6級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っているが、その対象者はわずかであり、多くの方は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度等があり、我が国においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

殊にも、高齢化率が40.2%と高く、過疎傾向にある集落や災害公営住宅等における独居高齢者が多い本市にあっては、見守り訪問時の呼び出し音などが聞こえない方もおり、補聴器は日常生活に不可欠と思料する。

よって、国においては、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

岩手県陸前高田市議会議長 福田 利 喜